

女性差別撤廃委員会

通報番号 2/2003

ドメスティック・バイオレンスは女性に対する差別の一形態であり、女性に対する暴力の防止と保護は締約国の義務であるとした事例

通 報 者	Ms. A. T.
当 事 国	ハンガリー
通 報 日	2003年10月10日
見 解 採 択 日	2005年1月26日
条 約 批 准 日	1980年12月22日
選 択 議 定 書 加 入 日	2000年12月22日

事案の概要

1 通報者は、ハンガリー国籍の女性。1998年から通報提出時まで5年以上にわたり、元内縁の夫LFから継続的かつ深刻なドメスティック・バイオレンスを受けている。LFは、1999年3月以降、通報者とは別居しているが、別居後もアパートを訪れては暴力を振っている。通報者にはLFとの間に子どもが2人あり、うちひとりには脳に重度の障がいを負っている。ハンガリーには、重度の障がい児を連れて入居できるシェルターがなく、通報者は、LFと共同で所有するアパートに子どもとともに居住している。また、ハンガリーの法律には、保護命令や接近禁止命令の規定がない。

通報者は、LFのアパートへのアクセスの禁止を求めて民事訴訟を提起したが、2003年9月、第1審の地区裁判所を経て、ブダペスト地方裁判所は、最終決定として、暴力の立証が不十分であり、LFの財産権は制限されるべきではないとして、LFによるアパートの利用を認めた。通報者は、判決の見直しを求めて最高裁に請願を提出したが、本通報提出後の2004年3月、却下された。

アパートのLFの持分を買い取るという通報者の申出をLFが拒否したため、通報者は財産分与に関する民事訴訟も起こしているが、決定

は保留されている。この訴訟の中で通報者が求めたアパートの独占的使用についての裁判所命令 (injunctive relief) については却下された。

さらに、LFに対しては、1999年および2001年の通報者への暴力について、2件の刑事訴訟が起こされていたが、本通報提出後の2004年10月、2件をまとめるかたちでLFに対して有罪判決 (365ドル相当の罰金刑) が出された。

LFからの暴力の大半はハンガリーに対する選択議定書発効以前に起きているが、その後も暴力は続き、通報者は生命の危険にさらされていること、さらに、長期にわたる裁判、保護措置の不在、2003年9月の裁判所決定により、ハンガリー政府は暴力の継続を容認していると考えられることから、通報者は本件が受理されるべきであると考えている。

通報者の主張は以下のとおりである。

- 1) ハンガリー政府の女性差別撤廃条約2条 (a), (b), (e) および5条 (a), 16条に定める義務の不履行により、通報者は、元内縁の夫の暴力から効果的な保護を受けられていない。
- 2) LFに対する刑事訴訟が必要以上に長期にわたっていること、現在のハンガリーの法律に保護命令や接近禁止命令がないこと、また、LFがこの間全く拘束されていないことは、条約および一般的勧告19が定める通報者の権利を侵害している。
- 3) 通報者と子どもたちが受けた苦痛および条約の内容および精神への違反に対して、損害賠償を含む正義を要求する。
- 4) ハンガリー社会の多くの女性のために、
 - a) DV被害者の効果的かつ迅速な保護を導入するための法律を制定すること、
 - b) 法曹関係者らにジェンダー視点および条約と選択議定書に関する研修を実施すること、
 - c) ジェンダーに基づく暴力の被害者に対する無料の法律扶助を提供することについて、委員会の介入を求める。

2 これに対し、当事国政府は、通報者が主張する事実について若干のコメントを付したが、当事国としては本通報の受理許容性について反対する意思はなく、また、国内救済措置が通報者を元夫の暴力から速やかに保護するものではないことを認めている。さらに、DVに関する包括的な行動計画の作成、国会におけるDV防止と効果的対応に関する国家戦略の採択等の対応をとっていると説明している。

なお、通報者が、通報提出と同時に、生命の安全を確保するために選択議定書5条1項に定める暫定措置の実施を要請したため、委員会は、当事国に対して書面で、通報者に対して即時に適切かつ具体的な保護措置をとるよう要請した。

委員会の見解

1 受理許容性について

- 1) 当事国は本通報の受理に異議を唱えておらず、国内における救済措置が通報者に対する保護を提供するものではないと認めている。
- 2) 通報者による最高裁への請願は却下されており、共有財産をめぐる民事訴訟は期限を定めずに保留されている。たとえ結果が出たとしても現在の通報者の生命への危険を回避するものではないと考えられる。
- 3) LFに対する刑事裁判が3年以上継続し、その間、通報者が危険な状態に置かれていたことは選択議定書第4条1項にいう国内救済手続の不当な遅延に該当する。
- 4) LFによる暴力は当事国に対する選択議定書の発効後も継続しており、本通報は1998年から現在にわたる暴力や脅しに対する当事国からの保護の欠如を問題としているので、委員会は（議定書発効後に限ることなく）通報内容全体について検討することができる。

よって、本通報は受理可能である。

2 本案について

- 1) 委員会は、一般的勧告19（92年）により、

差別の定義にはジェンダーに基づく暴力が含まれること、当事国は私人による行為についても相当の注意をもって権利の侵害を防止すべき責任を負うことを表明している。

- 2) 女性に対する暴力の防止と保護について、第2条(a), (b), (e)に定める当事国の義務が実施されておらず、通報者の人権および基本的自由、特に安全への権利が侵害されている。
- 3) 民事および刑事裁判においてLFのアパートへのアクセスを防ぐことができず、接近禁止あるいは保護命令の規定が存在せず、障がいを持った子どもとともに入所できるシェルターがないにもかかわらず、当事国がこれに対応してこなかったことは、女性は男性に従うべきという伝統的な態度に基づくものであり、5条(a)および16条に規定された通報者の権利の侵害にあたる。
- 4) 本通報に関して委員会が要請した暫定措置が十分に実施されていない。

委員会は、以上に基づき当事国に対して以下の勧告を行う。

I 通報者に関して：

- (a) 通報者と子どもたちの心身の安全を確保するための効果的な措置を速やかにとること。
- (b) 通報者と子どもたちが安全に暮らせる住居、適当な養育手当、法的支援、これまでの権利侵害による苦痛に対する損害賠償を提供すること。

II 一般的事項：

- (a) あらゆる形態のDVから自由になる権利を含む女性の人権を尊重、保護、促進、充足すること。
- (b) DV被害者に対し、相当の注意をもって防止、対応することにより、最大限の法的保護を保障すること。
- (c) DVの防止と効果的対応に関する国家戦略を速やかに実施し、評価すること。
- (d) 法曹関係者らに対して、女性差別撤廃

条約および選択議定書に関する研修を行うこと。

- (e) 女性と少女に対する暴力に関するハンガリーの第4・5回報告書に対する委員会の総括所見の勧告を速やかに実施すること。
- (f) すべてのDV事件について速やかに十分、公平、真剣な捜査を行い、国際的な基準に基づいて加害者を処罰すること。
- (g) DV被害者に対し、効果的かつ十分な救済と回復を保証するために、安全かつ速や

かに正義（無料の法律扶助を含む）を提供すること。

- (h) 加害者に対して、更生プログラムと非暴力的問題解決方法についてのプログラムを提供すること。

当事国は、6ヶ月以内に本見解および勧告に対する回答を書面で提出すること。また、本見解と勧告をハンガリー語に翻訳して公表し、配布すること。

（担当：近江美保）